

# 特記仕様書

委託業務名 JR法隆寺駅南側地区測量業務その2  
業務番号 委-2-2  
業務箇所 生駒郡斑鳩町興留 地内

第1条 本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携 1. 測量業務共通仕様書（令和2年10月 奈良県県土マネジメント部）」及び、「奈良県公共測量作業規程」（以下「共通仕様書等」という。）によるものとする。

※共通仕様書等の適用にあたっては、「知事」とあるのは、「地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局長」と読み替えるものとする。なお、その他条文においても、適宜読み替えて運用するものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、奈良県西和医療センターの移転・再整備のための調査・検討に関して必要な測量を行うことを目的とする。

第3条 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）：（以下、要領）」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議すること。

第4条 成果品の提出

成果品は、報告書（簡易製本）[A4版（図面類はA3）] 2部（正・副）、電子データ（CD-R等）3部を提出すること。

第5条 打ち合わせ等

業務における打合せは、業務着手時、中間3回、成果品納品時の計5回とする。ただし、中間打合せは、監督職員と協議のうえ、回数を変更できるものとする。なお、業務着手時又は業務計画書提出時及び業務完了時には、主任技術者が立ち会うものとする。

打合せ回数の変更による当初契約の打合せ協議の変更は行わないものとする。

## 第6条 検定

### (1) 測量機械器具の検定

本業務に使用する機械の検定については、(社)日本測量協会 日本測量技術センターが実施し発行する証明書を成果品に添付して提出するものとする。これによれない場合は、受注者自身が測量規定「奈良県公共測量作業規定—公共測量における測量機器の現場試験の基準—」によりその検定を行いその記録を提出するものとする。

### (2) 電子計算機用プログラムの検定

本業務に使用する電子計算機用プログラムの使用承認を受ける場合は、別に定める電子計算機用プログラムの検定要領(案)に基づき、必要書類を提出するものとする。

## 第7条 土地への立ち入り等

- ・現地調査を実施する場合、必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。
- ・身分証明書は、土地の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- ・身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき発注者が交付するものとする。
- ・身分証明書の発行対象者は、現場での作業を実施する者の全員とし、契約後、速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- ・受注者は業務を完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要になったときは、遅滞なく発注者に返却しなければならない。
- ・強制立ち入り等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- ・業務の実施に伴う植物の伐採、垣、柵等の除去又は、土地もしくは工作物の一時使用により生じる損失は受注者の負担とする。
- ・伐採作業を行う際は、事前に必要な個所を整理し、監督職員の承諾を得てから実施すること。

## 第8条 資料等の貸与及び返却

貸与する資料等は、次のとおりとし、初回打合せにて電子データを貸与する。

- ・令和6年度 委-2-1 JR法隆寺駅南側地区測量業務

## 第9条 その他

- ・業務に用いる諸基準については、最新のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。
- ・本業務の執行にあたって、特記仕様書に明示なき事項、並びに疑義が生じた場合には、発注者・受注者協議の上、発注者の指示に従うものとする。